

便利で安心な
オンライン手続のために

公 的 個 人 認 証 サ ー ビ ス

簡単・便利

オンライン手続

行政手続のオンライン化が進み、様々な手続がインターネットを通じて手軽にできるようになりました。

オンライン手続は、行政機関等への手続を自宅のパソコンからインターネットを利用して行うことができ、窓口に行く手間が省けます。



<<主なオンライン手続>>

- ・国税電子申告・納税システム (e-Tax)
<https://www.e-tax.nta.go.jp>
- ・自動車保有関係手続
<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/index.html>
- ・住民票の写し等の交付請求等 (一部市区町村のみ)

利用できる手続は、お住まいの市区町村によって異なることがあります。

地方公共団体情報システム機構

安全な手続のために

公的個人認証サービス

しかし、誰もが安心してオンライン手続を行うには、他人を装って虚偽の申請を行う「なりすまし」や、第三者が送信されたデータを書き換える「改ざん」などへの対策が必要です。

公的個人認証サービスは「なりすまし」や「改ざん」を防ぎ、インターネットを通じて安全・確実な行政手続等を行うための機能を**電子証明書**という形で提供しています。



あなたも公的個人認証の電子証明書で
便利なオンライン手続をはじめませんか？

不正なアクセスを拒否

電子証明書

電子証明書は、市区町村窓口において取得でき、個人番号カード内に記録されます。電子証明書には、利用者証明用証明書と署名用電子証明書の2種類があります。電子申請・申告には、**署名用電子証明書**が必要です。

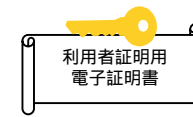
電子証明書はここに入っているよ！



- ・国際標準規格に準拠
- ・偽造が困難



署名用
電子証明書



利用者証明用
電子証明書

平成28年1月より、民間事業者も電子証明書の有効性確認をする者（署名検証者）となり、公的個人認証サービスを活用できるようになりました。

電子申請までの流れ

STEP1 個人番号カードを取得しよう

住民票のある市区町村窓口で交付されます。詳しくは、市区町村窓口へお問合せください。又は、「マイナンバーカード総合サイト」をご覧ください。
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

STEP2 電子証明書を取得しよう

電子証明書は、市区町村窓口で個人番号カードに格納されます。有効期間は、証明書発行から5回目の誕生日までです。交付の際に、以下の4種類のパスワードを利用者が設定します。忘れないようにご注意ください。

i 個人番号カード・電子証明書のパスワードについて

パスワードは、以下の4種類があります。

- (1)個人番号カードのパスワード（4桁の数字）
- (2)署名用電子証明書のパスワード（6文字以上16文字以下の英数字）
- (3)利用者証明用電子証明書のパスワード（4桁の数字）
- (4)券面事項入力補助用のパスワード（4桁の数字）

電子申請・申告では署名用電子証明書のパスワード（公的個人認証サービスのパスワード）を使います。

電子証明書のパスワードを忘れてしまった場合は、市区町村窓口で再設定できます。その際、顔写真付き公的機関証明書による本人確認が必要です。

操作中に署名用電子証明書のパスワードを5回連続で誤って入力した場合、ロックがかかり利用できなくなります（利用者証明用電子証明書は3回）。市区町村窓口でロック解除できます。

STEP3 ICカードリーダーライターを準備しよう

ICカードリーダーライターを用意し、ドライバインストールなどの設定を行います。適合性検証済みICカードリーダーライターの機種については、「公的個人認証ポータルサイト」をご覧ください。
https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

ICカードリーダーライターは、家電量販店や各メーカーのホームページから購入できるよ



STEP4 パソコンをセットアップしよう

インターネットに接続されたパソコンに、公的個人認証サービス利用者クライアントソフトをインストールします。旧バージョンをご利用の方は、バージョンアップをして、最新のバージョンをご利用ください。



パソコンの動作環境もチェックしてね
<https://www.jpki.go.jp/>

STEP5 電子申請・申告をしよう

それぞれの機関で、電子申請・届出を行います。

申請先の各機関ごとに、追加のソフトウェアやJRE（Java実行環境）が必要になる場合があります。電子申請を行う前に、必ず各機関のホームページ等を確認してください。

電子証明書利用にあたって

注意事項

有効期間満了日の3ヶ月前から更新を行うことが可能です。

以下の場合は、有効期間内でも電子証明書が失効します。

- ・電子証明書の失効申請をした場合
- ・転居、転出、婚姻等で、氏名、住所等が変更になった場合（署名用電子証明書のみ）

個人番号カードの紛失や盗難又はその恐れがある場合は、マイナンバー総合フリーダイヤルへ連絡し、個人番号カードを一時利用停止することにより、電子証明書も一時保留となり、利用できなくなります。

紛失した個人番号カードが発見された場合、市区町村窓口にて一時保留解除等を届け出る必要があります。一時保留解除後、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書は継続利用できませんので、失効申請を行った上で、再度必要な場合は電子証明書の発行申請を行ってください。

電子証明書は、個人番号カードに加えて、スマートフォンにも搭載できるようになりました。（Androidは令和5年5月より、iPhoneは令和7年6月より）



電子証明書の詳細は、以下のポータルサイトをご覧ください。住民票のある市区町村窓口にお尋ねください。なお、1日に発行できる電子証明書の数には限りがあります。電子証明書の取得や更新は、あらかじめ余裕をもって行ってください。

公的個人認証サービスや電子証明書についての詳細はこちらをご覧ください >>

[公的個人認証ポータルサイト](https://www.jpki.go.jp/)

<https://www.jpki.go.jp/>

公的個人

検索